

JR 川崎駅北口通路における広告枠運用事業仕様書

1. 事業名称

JR 川崎駅北口通路における広告枠運用事業

2. 契約期間

契約締結日から令和6(2024)年9月30日まで

(※契約期間満了までに、市または事業者から契約期間の延長(契約変更)や再契約について求めがある場合は、協議できるものとする。)

3. 事業場所

川崎市川崎区駅前本町(JR 川崎駅北口通路内)

4. 事業目的

本市では、川崎駅周辺の公共空間を有効活用し、駅周辺の更なる商業活性やまちの賑わいの創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することでスパイラルアップによる川崎駅周辺地区の価値向上を図る取組を進めています。

また、JR川崎駅北口通路(以下、「本通路」という)は、川崎の玄関口に位置することから、玄関口にふさわしい賑わいや魅力ある空間の創出等を図るとともに、令和6年に迎える市制100周年や全国都市緑化かわさきフェア(以下、「緑化フェア」という)への機運向上に向けた取組を推進するため、JR川崎駅北口通路内壁面広告枠を活用した、「JR川崎駅北口通路における広告枠運用事業(以下、「本事業」という)」を実施するものです。

なお、本事業は、本市との「広告掲載契約」及び「行政財産の目的外使用許可」を受けて広告掲出を行うものです。

5. 事業内容

JR 川崎駅北口通路内壁面広告枠の運用

(1) 広告枠の運用

JR 川崎駅北口通路内壁面広告枠の運用を行うとともに、川崎の玄関口にふさわしい賑わいや魅力ある空間演出を行うものとする。

広告の掲出にあたっては実施事業者自ら広告主となるだけでなく、広告主を募集し、実施事業者以外の広告主の広告を掲出することも可能とする。

ただし、広告枠を活用にあたっては、賑わいや魅力ある空間となるよう一体感・統一感のある空間形成や周辺景観に配慮した広告掲出を行うものとする。

(2) 広告枠外の装飾

必要に応じて、川崎駅北口通路内の広告枠等の公共空間への装飾も可能とするが、「6. 広告掲出場所」以外への広告掲出は不可とする。なお、「6. 広告掲出場所」以外の公共空間への装飾等の提案に関する実施の可否については、契約後、本市等との協議等により、判断するものとする。

(3) 市制100周年・緑化フェアに資する取組

本市は、令和6年に市制100周年という歴史的な節目を迎え、同時期に緑化フェアを開催するにあたり、これらの機運を高める様々な取り組みを進めているところである。空間演出にあたっては、市制100周年及び緑化フェアとの連携や機運向上にも配慮するものとする。

6. 広告掲出場所(詳細別紙参照)

広告を掲出できる場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所	面数	サイズ(外枠)	表示内容
① 壁面広告 非内照式	北口通路 線路上空部	6面	縦3.0m 横4.0m	広告
② 壁面広告 LED内照式	北口通路 東口側延伸部 川崎市所有通路	17面	B0サイズ	広告

※提案に当たっては、広告枠以外の公共空間への装飾等の提案も可能とするが、広告枠以外の部分への広告掲出は不可とする。また、広告枠以外の提案に関する実施の可否については、契約後、本市等との協議等により、判断するものとする。

7. 広告掲出可能期間

令和5年10月1日 から 令和6年9月30日まで

8. 広告内容等に関する事項

- (1) 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できない。
- (2) 広告のデザインについては、川崎駅周辺景観計画特定地区景観形成方針に配慮し、安全及び美観の確保に努めるものとする。
- (3) 事業者は広告販売等に最大限の努力をするものとする。

9. 製作及び設置・維持管理・運用業務

- (1) 本事業に係る費用はすべて事業者が自己の負担により調整し、実施するものとする。
- (2) 本事業に係る物の製作及び設置、掲出、維持管理、撤去等の広告の掲出に係る作業にあたっては、事業者は事前に本市に通知し、その指示に従うとともに事故防止に努めなければならない。
 - ・ 設置及び運用時は、通路利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、本市の指示があった場合は、その指示に従うこと。また、安全上必要な措置を講じること。
 - ・ 壁面広告非内照式の広告設置等作業は夜間施工とし、高所作業車は使用しないものとする。作業に際し、管理者へ事前に作業届を提出し、了承を得た上で作業するものとする。
 - ・ 壁面広告 LED 内照式の広告設置等作業は駅利用のピーク時間や店舗の混雑時間を避けて作業するものとする。
 - ・ その他の作業等については、本市等と協議等を行った上で行うものとする。
- (3) 広告料等に係わる電気代
 - ア 受託者は、広告等に係わる電気料について、川崎市が発行する納入通知書により、実費相当分を当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに川崎市に納入しなければならない。
 - イ 広告に係る電気使用量について、事業者は毎月、既設の電力メーターにて確認し、川崎市に報告するものとする。
 - ウ 川崎市は、正当な理由があると認めるときは、算出方法を変更することができる。
- (4) 作業等の委託
事業者は、事前に本市の承認を受けた場合は、(2)に定める作業について、当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。
- (5) 原状回復
事業者は広告掲出可能期間終了までに、事業者の負担により原状回復するものとする。ただし、事前に本市の承認を受けた場合は、この限りではない。

10. 広告掲出にあたっての留意点

- (1) 事業者は広告の掲出にあたって、通路利用者等の通行、災害時の避難誘導及び通路管理に支障とならないよう配慮しなければならない。
- (2) 事業者は広告の倒壊、落下及び剥離等により、通路利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- (3) 本市は事業者に対して、助言、指導を行うことができ、事業者はその助言及び指導に従わなければならない。助言及び指導に従うことによって生じる経費は、事業者が負担するものとする。
- (4) 事業者は適正な広告料金を設定し、収入を得ることができるものとする。

- (5) 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正の指示がある場合は、その指示に従うこと。
- (6) 広告募集に当たり、川崎市が特定の広告主に広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。
- (7) 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、事業者が負うこと。
- (8) J R川崎駅北口通路において、本市等が100周年記念事業や緑化フェア等の公用及び公共用に供するために使用する必要が生じた場合、その使用を妨げてはならない。また、連携等を求められた場合、可能な限り協力するものとする。

11. 広告料

広告等において、川崎市に収める広告料（行政財産の目的外使用許可に係る使用料含む）の提案価格の下限は以下のとおりとする。

種別	面数	提案価格の下限
① 壁面広告非内照	① 6面	5,000,000 円
② 壁面広告 LED 内照式	② 17面	
} 全23面		

- (1) 事業者は、広告の掲載件数に関わらず、提案金額並びに消費税及び地方消費税を広告料として本市に納入するものとする。
- (2) 事業者は提案金額の他、履行期間中の広告の総販売額（税抜）が10,000,000円を超えた場合、超過販売額（税抜）の50%にあたる金額（1円未満の端数がある場合はその端数を切り上げるものとする。）並びに消費税及び地方消費税を追加の広告料として本市に納入するものとする。
- (3) 広告を掲出ししない期間があっても、広告料は減額しないものとする。
- (4) 事業者は、(1)及び(2)に掲げた広告料を、本市の発行する納入通知書により、指定された期日までに納入するものとする。
- (5) 事業者は、前項の納入期日を遅延した場合は、川崎市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に定めるところにより算定した金額を支払うものとする。

12. その他

- (1) 本事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、事業者の責任及び負担において解決すること。
- (2) 本事業に関して損害を与えたときは、事業者の責任及び負担において解決すること。
- (3) 本事業中に知り得た情報は本市の許可なく、他の目的に利用してはならない。
- (4) 本事業の実施に当たり、各種法令等に関する手続きが必要となった場合は事業者の責任及び負担において行う。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、川崎市と事業者がその都度協議して定めるものとする。

■②川崎駅北口通路壁面広告 (LED 内照式) : 17面

